

事業名：国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業

令和5年9月25日に公告した入札説明書等の訂正について

令和5年10月18日

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

「国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業」の入札説明書等の訂正表(第1回)

令和5年9月25日に公告した「国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業」の入札説明書(添付資料含む)に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	添付2 要求水準書	56	25	2. 点検業務 (2)要求水準	5) 特殊部の点検については、次のとおりとする。 ア) 点検対象装置は、次のとおりとする。 対象装置: 特殊部 点検基準: 個別点検 33-5ハンドホール等	5) 特殊部の点検については、次のとおりとする。 ア) 点検対象装置は、次のとおりとする。 対象装置: 特殊部 点検基準: 電気通信施設点検基準 ハンドホール個別点検 (別添 (別紙資料7)参照)
2	添付2 要求水準書	70		別添(別紙資料4) 電線共同溝 電力用管路材		電力用管路材規格および試験方法等を差し替えました。
3	添付6 事業費の算定及 び支払い方法	3,4	35	3. 各費用の支払額の算定 及び支払方法 (1) 施設整備費 (2) 割賦手数料	イ 基準金利 基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」とい う。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見 直しは行わない。基準金利の料率は、金利確定日に公表さ れる国債金利20年ものを基準金利とし、これに応募者の提 案による利ざや(スプレッド)を足したものとする。 また、入札にあたっては、入札公告日のレートを入札用の 金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、事業費 の算定に用いるものとし、入札公告後すみやかに計算済み の入札用の基準金利を公表する。	イ 基準金利 基準金利は、本施設の引渡日 の2銀行営業日前の日 (以 下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則と して割賦手数料の見直しは行わない。 ただし、基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基 準金利はゼロとする。 基準金利の料率は、金利確定日に公表される国債金利 20年ものを基準金利とし、 割賦手数料は 、これに応募者の 提案による利ざや(スプレッド)を足したものとする。 また、入札にあたっては、入札公告日 の2銀行営業日前 の日 のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基 準金利を算定し、事業費の算定に用いるものとする。

